

協議第 6 号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて承認を求める。

平成 21 年 5 月 25 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例等に関する法律第 8 条第 2 項の規定（定数特例）を適用する。
- 2 議会の議員の報酬及び費用弁償の取扱いについては、熊本市の例に統一する。

平成 21 年 5 月 25 日

原案承認

・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(6 議会の議員の定数及び任期の取扱い)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
議会の議員の定数及び任期の取扱い					
1	議員の定数及び任期	総務部会	第7回		
2	議員報酬及び費用弁償	総務部会	第7回		
議会の議員の定数及び任期の取扱い					
1	議員共済会	総務部会	事務局		
2	議員控室嘱託員	総務部会	事務局		
3	議会公用車	総務部会	事務局		
4	政務調査費	総務部会	事務局		
5	定例会	総務部会	事務局		
6	委員会	総務部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名: 総務部会

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	小項目名	1 議員の定数及び任期
協議内容	議員の定数及び任期の取扱い		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項の規定（定数特例）を適用する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	1. 議員定数 49人 ・ 条例定数 48人 ・ 富合選挙区 1人 2. 現員数 49人 3. 地方自治法第91条に基づく上限数 56人 4. 議員の任期 4年 現議員の任期（平成19年5月1日～平成23年4月30日） 5. 役職の任期 議 長 : 就任から議員の任期の間 副 議 長 : 就任から議員の任期の間 常 任 委 員 長 : 就任から議員の任期の間 議会運営委員長 : 就任から議員の任期の間	1. 議員定数 20人 ※次の一般選挙から議員定数16人 2. 現員数 20人 3. 地方自治法第91条に基づく上限数 26人 4. 議員の任期 4年 現議員の任期（平成17年8月2日～平成21年8月1日） 5. 役職の任期 議 長 : 就任から議員の任期の間 副 議 長 : 就任から議員の任期の間 常 任 委 員 長 : 就任から議員の任期の間 議会運営委員長 : 就任から議員の任期の間
相 違 点 と 課 題	合併特例法第8条を適応する場合 合併特例法第9条を適応する場合 適応しない場合	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

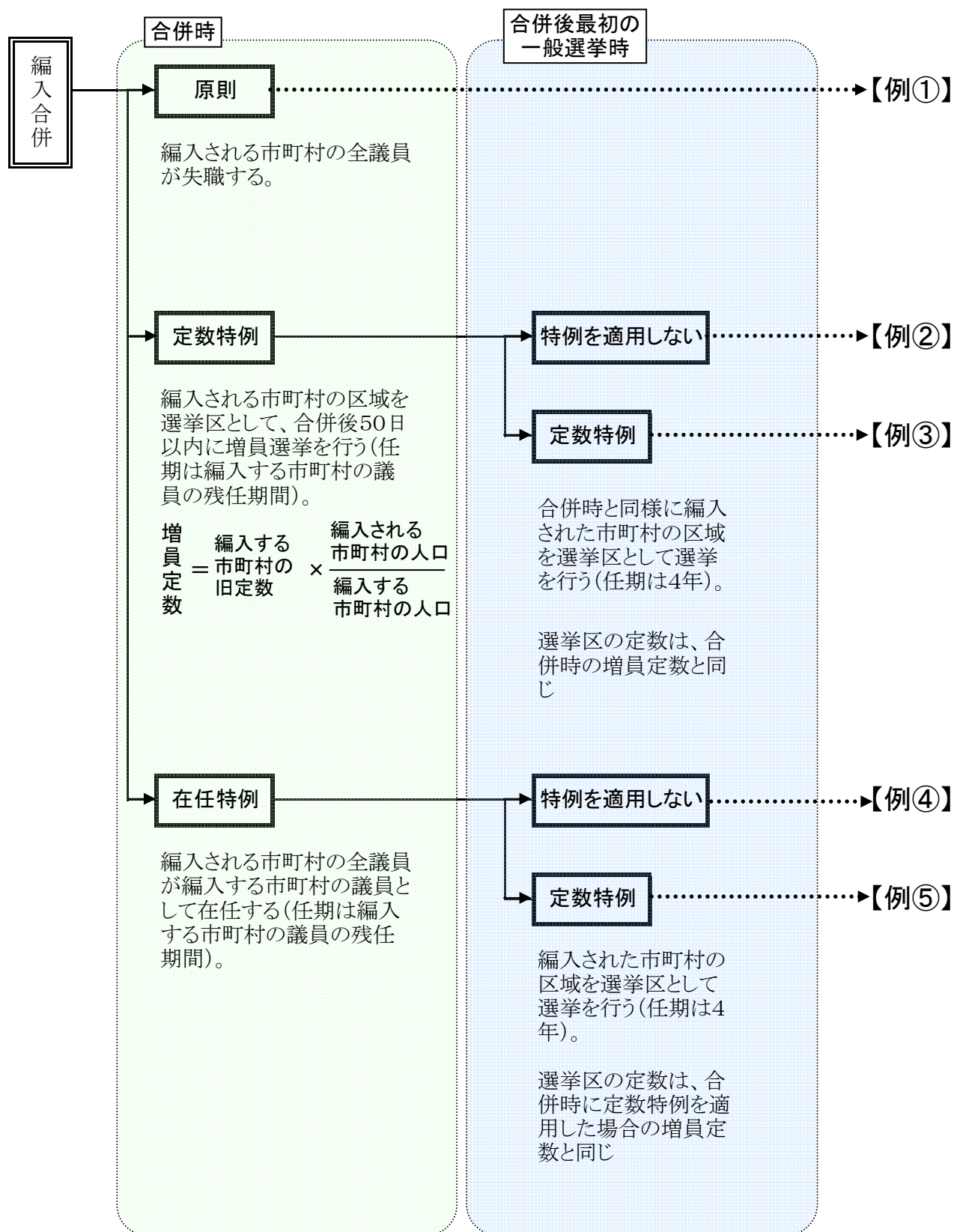
作業部会名： 総務部会

協議項目	議会の議員の定数及び任期の取扱い	小項目名	2 議員報酬及び費用弁償
------	------------------	------	--------------

協議内容	議員報酬及び費用弁償の取扱い
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	1. 議員報酬（月額） 議 長 822,000円 副議長 749,000円 議 員 678,000円 2. 期末手当 6月：報酬月額×1.2×1.45 12月：報酬月額×1.2×1.6 3月：報酬月額×1.2×0.3 3. 費用弁償 会議 出席日数1日につき 議会棟から議員住所までの距離に応じ5,000円・ 6,000円・7,000円のいずれかを支給 （本会議・委員会）	1. 議員報酬（月額） ・平成21年8月1日まで減額 議 長 291,000円 副議長 245,000円 常任・議運委員長 235,000円 議 員 226,000円 ・平成21年8月2日以降 議 長 323,000円 副議長 272,000円 常任・議運委員長 261,000円 議 員 251,000円 2. 期末手当 6月：報酬月額×1.15×1.4 12月：報酬月額×1.15×1.6 3. 費用弁償 ・会議出席（町内） 議長1,300円（日額） 議員1,100円（日額） （本会議・委員会・全員協議会・委員協議会）
相 違 点 と 課 題	報酬月額及び率の相違 費用弁償額及び算出基準の相違	

協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い



協議第 6 号 議会の議員の定数及び任期の取扱い

(前提要件)

熊本市議会の旧定数 (人)	49	〔内訳：条例定数 48人 富合選挙区 1人〕
植木町議会の定数 (人)	16	(現在20人) ※H21年8月1日任期満了の一般選挙から変更予定
熊本市の人口 (人)	677, 565	(H17国勢調査)
植木町の人口 (人)	30, 772	(H17国勢調査)
合併の期日(想定)	平成 2 2 年 3 月	
熊本市議会議員の任期	平成 2 3 年 4 月 3 0 日	

※ 定数特例の場合の増員定数

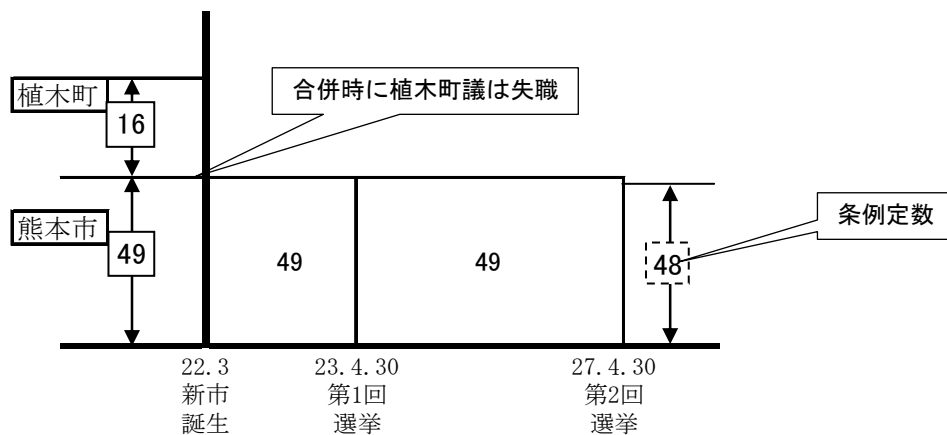
2 人

○ 増員定数の算出方法

$$\begin{array}{c} \text{編入する市町村の旧定数} \\ \boxed{49} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{編入される市町村の人口} \\ \boxed{30, 772} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{編入する市町村の人口} \\ \boxed{677, 565} \end{array}} = \boxed{2.2}$$

※端数は四捨五入、1未満は1とする。

【例①】 市町村の合併の特例等に関する法律の規定は適用しない場合



(定数特例)

植木町

16

熊本市

49

2

51

49

49

48

条例定数

植木町域で選挙区を設け増員選挙

旧植木町域を含めた熊本市
全域で選挙
(富合選挙区は別途選挙)

22. 3 新市誕生

23. 4. 30 第1回選挙

27. 4. 30 第2回選挙

22. 3 新市誕生

23. 4. 30 第1回選挙

27. 4. 30 第2回選挙

植木町 16

熊本市 49

条例定数 48

2 2

51 51 49

(定数特例) (定数特例)

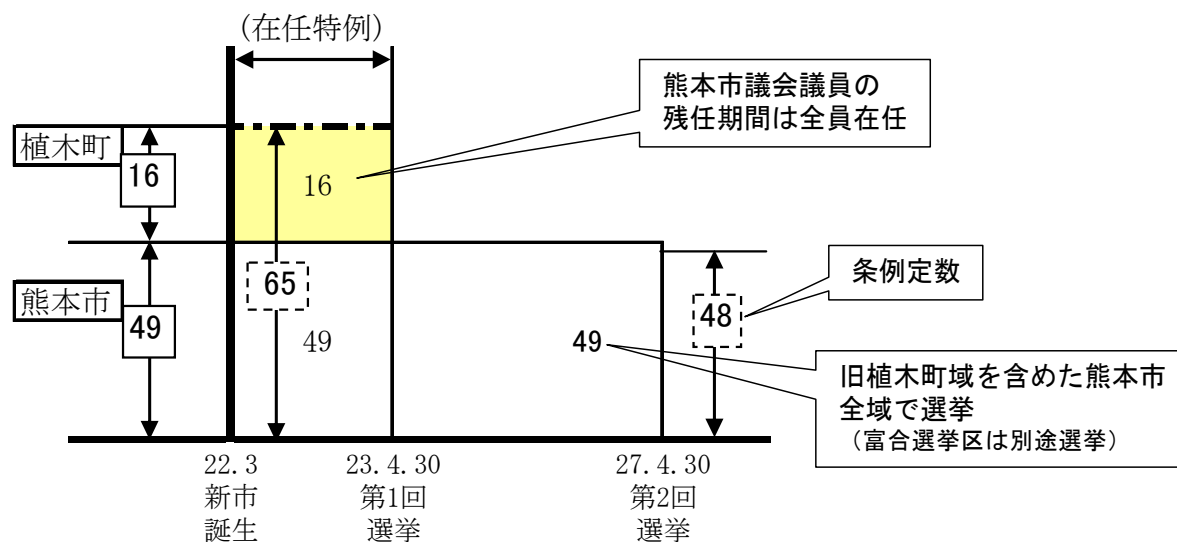
(選挙区を設け増員)

植木町域で選挙区を設け増員選挙

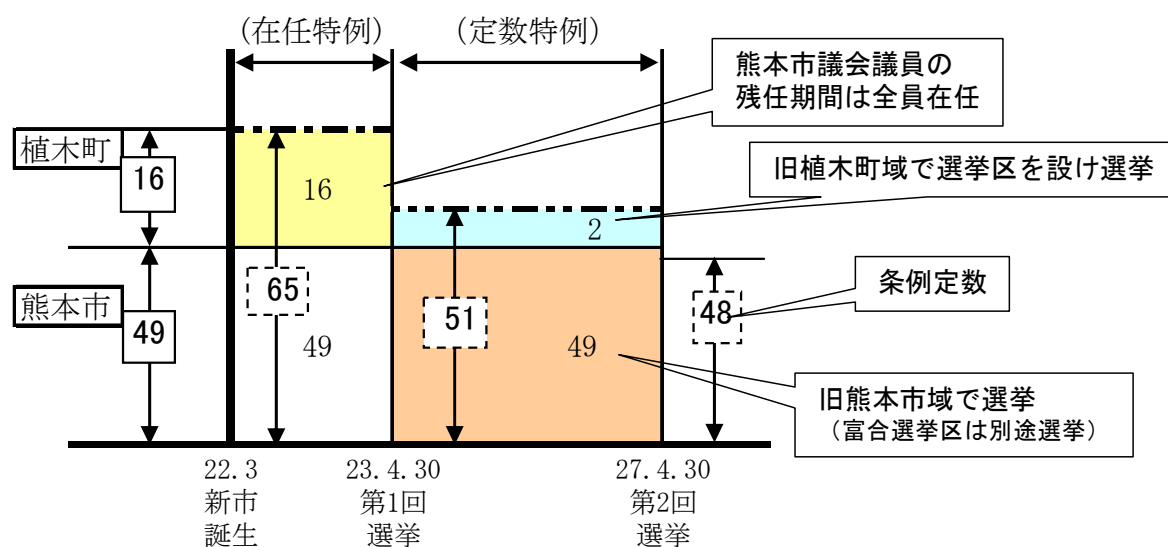
旧植木町域で選挙区を設け選挙

旧熊本市域で選挙
(富合選挙区は別途選挙)

【例④】 法第9条第1項第2号の規定（在任特例）を適用する場合



【例⑤】 法第9条第1項第2号の規定（在任特例）を適用し、合併後最初に行われる一般選挙においては、法第9条第3項の規定（定数特例）を適用する場合



(参考資料)

1. 平成11年4月から平成18年4月までの合併における議員の定数・任期の取扱い

合併期日	合併方式	適用せず	定数特例	在任特例	計
平成11年4月1日 ～ 平成17年3月31日 (合併旧法)	新 設	44 件	21 件	133 件	198 件
	編 入	4 件	21 件	34 件	59 件
	計	48 件	42 件	167 件	257 件
	(割 合)	18.7%	16.3%	65.0%	100.0%
平成17年4月1日 ～ 平成18年4月1日 (合併新法)	新 設	103 件	19 件	124 件	246 件
	編 入	13 件	38 件	29 件	80 件
	計	116 件	57 件	153 件	326 件
	(割 合)	35.6%	17.5%	46.9%	100.0%
合 計		164 件	99 件	320 件	583 件
(割 合)		28.1%	17.0%	54.9%	100.0%

2. 熊本市・植木町の議会議員の報酬等の比較

項目	熊本市	植木町
議員定数	4 9 人	2 0 人
条例定数	4 8 人	2 0 人
富合選挙区	1 人	—
任期	平成 1 9 年 5 月 1 日～ 平成 2 3 年 4 月 3 0 日	平成 1 7 年 8 月 2 日～ 平成 2 1 年 8 月 1 日
報酬		
議長	8 2 2 , 0 0 0 円	2 9 1 , 0 0 0 円 (～H21.8.1)
		3 2 3 , 0 0 0 円 (H21.8.2～)
副議長	7 4 9 , 0 0 0 円	2 4 5 , 0 0 0 円 (～H21.8.1)
		2 7 2 , 0 0 0 円 (H21.8.2～)
常任・ 議運委員長	—	2 3 5 , 0 0 0 円 (～H21.8.1)
		2 6 1 , 0 0 0 円 (H21.8.2～)
議員	6 7 8 , 0 0 0 円	2 2 6 , 0 0 0 円 (～H21.8.1)
		2 5 1 , 0 0 0 円 (H21.8.2～)
期末手当		
6 月	報酬月額×1.2×1.45	報酬月額×1.15×1.4
1 2 月	報酬月額×1.2×1.6	報酬月額×1.15×1.6
3 月	報酬月額×1.2×0.3	—
費用弁償 (会議出席)	5,000円～7,000円(日額) ※距離に応じて3段階	議長 1,300円(日額) 議員 1,100円(日額)

※植木町議会議員の報酬については、二段書きの下段が条例に基づく金額であり、上段の金額は「植木町議会議員の議員報酬の特例に関する条例」に基づき平成21年8月1日までに減額された報酬である。

○市町村の合併の特例等に関する法律（抜粋）

第二章 地方自治法の特例等

（議会の議員の定数に関する特例）

第八条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条第二項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

- 2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口(同法第二百五十四条に規定する人口によるものとする。第十六条第二項を除き、以下同じ。)を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以下この項において「旧定数」という。)に乗じて得た数($\circ$ ・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、 $\circ$ ・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が $\circ$ ・五人未満のときも一人とする。)の合計数を旧定数に加えた数(以下この条及び次条第一項において「編入合併特例定数」という。)をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第五項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第九十一条の規定による定数に復帰するものとする。
- 3 前項の場合においては、公職選挙法第十五条第六項及び第八項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。
- 4 第二項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第八条第三項」と、同法第一百十一条第三項中「地方自治法第九十一条第五項」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法律第八条第二項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併(同法第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。)の日」とする。
- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第二項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 6 第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 第五項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用につ

いては、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは、「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第八条第六項において準用する同条第三項」とする。

- 8 第一項、第二項又は第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第九条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第三項において準用する前条第五項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

- 2 前項の規定は、前条第一項又は第二項の協議が成立した場合には適用しない。

- 3 前条第五項から第七項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

- 4 第一項又は前項において準用する前条第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。